平成２８年（フ）第３５６６号
東京都葛飾区亀有１丁目16―３―105
債務者　齋藤トシ子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５６７号
東京都葛飾区亀有１丁目16―３―105
債務者　齋藤千恵子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５６８号
東京都足立区花畑５丁目18―58―206
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７１号
東京都江東区豊洲５丁目５―18―1212
債務者　本田茉里奈
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７３号
東京都世田谷区給田４丁目３―21―103
債務者　折戸　実愛（旧姓室林）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７４号
東京都葛飾区青戸７丁目23―10―505
債務者　佐々木　馨
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７６号
東京都足立区栗原１丁目23―12
債務者　荒井美智代（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７７号
東京都豊島区高松３丁目３―１―705
債務者　三宅鼓優紀
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７８号
東京都港区麻布台３丁目５―３―607
債務者　赤石　啓明
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７号
静岡県浜松市南区増楽町422番地の１、前住所静岡県浜松市西区西山町2293番地　ファミールヒルズ西浜松502号
債務者　大石　直樹
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４０１号
大阪府豊中市庄内東町３丁目15番11号
債務者　上原　満次
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９２号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番41―502号
債務者　別府　康充
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１４号
大阪市都島区都島北通２丁目15番19―303号、前住所大阪市西成区岸里２丁目７番８号
債務者　桑本　有沙
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６７号
大阪市平野区喜連２丁目６番11―508号、前住所大阪市浪速区元町３丁目13番23―803号
債務者　森永　隆夫
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９５号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番21―203号
債務者　津島　良章
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部